

警察安全相談に関する訓令の運用について（通達）

最終改正 平成30.12.28 例規広第29号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

この度、警察安全相談に関する訓令（平成13年京都府警察本部訓令第11号。以下「訓令」という。）の制定に伴い、別に定めるもののほか、みだしのことについて下記のように定め、平成13年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

1 基本的心構え（訓令第2条関係）

- (1) 警察職員一人一人が警察安全相談を適切に受理し処理するための心構えを認識し、真に府民の心情を理解した上で警察安全相談に対応すること。
- (2) 警察安全相談を受理した警察職員は、一人で抱え込むことなく、警察安全相談の受理及び処理について上司に報告し、その指揮を受けること。

2 相談室等の設置（訓令第4条関係）

- (1) 相談者と面接する場合は、原則として専用の相談室を使用すること。
- (2) 相談室は、常に整理整頓し、相談者が安心して相談できる環境の整備に努めること。

3 相談責任者等の責務（訓令第5条関係）

- (1) 相談責任者は、相談担当者が受理した個々の警察安全相談の受理及び処理状況の報告を受け、直ちに措置すべきか否かの判断をするとともに、関係所属長に報告してその指揮を受けること。
- (2) 相談副責任者は、訓令第5条第6項ただし書の規定により相談副責任者が相談担当者を兼ねる場合を除き、警察安全相談の受理及び処理状況、相談者への処理結果の連絡等について、相談担当者に適切な指示をするものとする。
- (3) 相談担当者は、基本的心構えを心に銘記して警察安全相談の受理及び処理に当たることとし、受理した個々の警察安全相談について相談責任者に報告すること。

4 当直時間中における対応（訓令第5条関係）

- (1) 指定当直員が受理した警察安全相談のうち、その場で処理できるものについては、当直長の指揮を受け適切に処理した上、相談記録簿により当直長に報告すること。この場合において、相談者等に危害が生じるおそれがあるなど緊急に対応する必要があると認めるときは、本部の当直長は当該業務主管課長に、署の当直長は警察署長に直ちに報告し、その指揮を受けて必要な措置をとり、本部の当直長は事後速やかにその経過を広報応接課長に報告すること。
- (2) 指定当直員が受理した警察安全相談のうち、後日、責任者等において処理することが適当と認めるものについては、当直長の指揮を受け、相談の内容を十分に聴取するとともに、相談者に責任者等への引継ぎの趣旨を説明して理解を得た上、相談記録簿により当該警察安全相談の引継状況を当直長に報告すること。
- (3) 当直長は、当直時間中に取り扱った警察安全相談については、当直勤務終了後、本部にあっては広報応接課長に、署にあっては警察署長に相談記録簿とともに報告すること。

5 関係所属長の責務（訓令第6条関係）

(1) 関係所属長は、警察安全相談の受理及び処理の状況を確実に把握すること。この場合において、次のいずれかに該当するものについては、特にその対応に万全を期すこと。

ア 相談者及びその親族等（以下「相談者等」という。）が身体の安全に不安を感じている事案に係るもの

イ 将来、相談者等に危害が生じるおそれがあると認められる事案に係るもの

ウ 刑罰法令に抵触すると認められる事案に係るもの

(2) 関係所属長は、警察安全相談に的確に対応できるよう、特に執務時間外における関係機関等との連絡体制の確立に配慮すること。

6 交番等における対応（訓令第7条関係）

(1) 交番等で受理した警察安全相談のうち、その場で処理できるものについては、当該交番等の勤務員が地域幹部の指揮を受け、又は責任者等と連携するなどして適切に処理した上、相談記録簿により速やかに地域幹部を経由して相談責任者（当直時間中は当直長。以下同じ。）に引き継ぐこと。

(2) 前記6の(1)以外の警察安全相談については、直ちに地域幹部に報告し、相談記録簿とともに相談責任者に引き継ぐこと。この場合において、相談者にその旨を説明して理解を得ること。

7 警察安全相談対応時の配慮事項（訓令第8条関係）

(1) 相談者等の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがなく、かつ、犯罪に至るおそれのないものについては、相談者の立場に立って、採り得る法律上又は事実上の手段等の教示、助言、指導又はあっせんを行うこと。この場合において、指導又はあっせんを行うときは、相談者等の意思に反することがないよう相談者等の納得を得た上で行うこと。

(2) 相談者等が不安を感じる事案に係るもので犯罪に至るおそれがないものについては、当該事案の内容に応じて、相手方への対応の教示、防犯機器の紹介、緊急時における警察への通報要領等、相談者等に対し適切な対応方法、自衛手段等を教示すること。この場合において、併せて自宅等周辺のパトロール活動等を積極的に実施すること。

(3) 受理した時点では刑罰法令に触れないが、将来、相談者等に危害が及ぶおそれがあると認められるものについては、相談者等の意向を踏まえ、相手方に対して、犯罪を予防するために必要な指導、警告又は説得を行うこと。この場合において、相談者等に緊急の危害が及ぶおそれがあると認められるときは、相談者等からの要請の有無にかかわらず、犯罪の予防のために必要な警告、制止又は立入りの措置をとること。

(4) 警察安全相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められるときは、関係所属長の指揮を受け、当該事案を直ちに業務主管課等の長に引き継ぐこと。この場合においては、当該業務主管課等の長と連携を密にして対応状況を把握するとともに、その結果を相談記録簿に確実に記録し、当該事案を事件化しなかったときは、当該業務主管課等の長からその理由等を相談者等に説明し、その理解を得るよう努めるとともに、その経過を相談記録簿に記録しておくこと。

8 専門相談等の引継ぎ（訓令第9条関係）

(1) 専門相談員は、本部の担当課の課長補佐又は警察署の課長若しくは課長代理を指定すること。ただし、他の規程により専門相談の窓口を設置している業務については、当該他の規程の定めるところによること。

(2) 専門相談員は、相談責任者から専門相談の引継ぎを受けたときは、所属長の指揮を受けて適切に処理すること。

(3) 訓令第9条第1項の規定により業務主管課等の長に引き継ぐ専門相談は、次に掲げるものとする。

ア 相談に関して別に定めがあるもの

イ 専門的な知識又は判断を要するなど、自ら処理することが困難なもの

ウ その他業務主管課等で処理することが適当と認められるもの

(4) 相談責任者は、業務主管課等の長に専門相談を引き継ぐ場合において、現に相談者が来庁しているときは、専門相談員に面接場所への来場を要請し、又は相談者を当該業務主管課等に案内するなど適切な対応に努めること。

9 関係機関等への移送（訓令第10条関係）

関係機関等への移送に当たっては、移送に係る警察安全相談の内容及び処理の経過を正確に引き継ぐとともに、将来、犯罪等に発展する可能性のある事案については、必要に応じ関係機関等の対応状況を把握し、その経過を相談記録簿に記録しておくこと。

10 相談に関する記録の作成等（訓令第12条関係）

(1) 警察職員は、警察安全相談を文書、電子メール又はファクシミリ（以下「文書等」という。）で受理した場合は、相談記録簿と併せて当該文書等のデータ又はその内容を相談管理システムに登録すること。

(2) 受理した警察安全相談のうち関係署に係るものの引継ぎについては、京都府警察情報管理システムによる相談内容等の送信後に、責任者等が当該関係署の責任者等に対して着信の確認を行うこと。

11 報告等（訓令第16条関係）

(1) 訓令第16条に規定する報告は、警察安全相談取扱状況（その1）、警察安全相談取扱状況（その2）、警察安全相談取扱状況（その3）（別記様式。以下「警察安全相談取扱状況等」という。）により行うこととするが、受理した警察安全相談を相談管理システムに登録することにより、警察安全相談取扱状況等が自動的に作成されることから、関係所属長が行う報告にあつては、相談管理システムに登録することをもって報告とする。

(2) 毎月の報告は、当該報告の計上に係る月の翌月の5日までに行うこと。

(3) 警察安全相談取扱状況等は、当該報告の計上に係る月の属する年の翌年から起算して3年間保存すること。

(4) 訓令第16条ただし書に規定する特異又は重要な相談とは、人の生命、身体に危害が及ぶおそれがあると認められる事案、悪質又は重大な犯罪が行われていると認められる事案その他社会的な問題に発展するおそれがあると認められる事案に係る相談をいう。

12 関係通達の改廃

(1) 地域警察運営に関する訓令の運用について（平成7. 1. 18：7京地域第5号）の例規通達の一部改正

略

(2) 困りごと相談業務の強化に係る実施要領について（平成12. 4. 26：一般生企・総・地域・刑企・交企・公安第53号）の一般通達の廃止

困りごと相談業務の強化に係る実施要領についての一般通達は、廃止する。

